

福岡県公報

令和 3 年 8 月 27 日
第 228 号

目 次

告 示 (第757号 - 第771号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(子育て支援課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6

○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	10
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	12
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	12
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	12
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	13
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	13
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	14
○共同施行による土地改良事業に係る換地処分	(農村森林整備課)	14
再 掲		
○災害救助法による救助の開始	(福祉総務課)	14
○特定危険薬物の指定	(薬 務 課)	15
正 誤		
○ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止 (令和3年8月 福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第70号) 中正誤		15

告 示

福岡県告示第757号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域 (平成26年3月福岡県告

示第208号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
老司4丁目	福岡市南区老司四丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第758号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡県告示第209号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
老司4丁目	福岡市南区老司四丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第759号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
老司4丁目	福岡市南区老司四丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第760号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
老司4丁目	福岡市南区老司四丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第761号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女	県道	八女線 瀬高	前	筑後市大字北長田829番2先から筑後市大字津島1461番先まで	12.5 ～ 17.6	470.0	うち一般国道209号重用延長44.6メートル
			後	筑後市大字北長田829番2先から筑後市大字津島1461番先まで	12.4 ～ 18.0	470.0	うち一般国道209号重用延長40.5メートル

福岡県告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女線 瀬高	筑後市大字鶴田260番先から筑後市大字津島1461番先まで

福岡県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
朝倉生78	医療法人 大谷クリニック	朝倉市一木162	R3・7・1
南筑後生8	よこやま外科乳腺クリニック	三潞郡大木町大字八町牟田481番地	R3・7・1
北筑後生薬5	はーぶ薬局 しのくま店	朝倉郡筑前町篠隈237-1	R3・8・1
み生薬38	本郷ほとめき薬局	みやま市瀬高町本郷1825-2	R3・7・1
大生薬201	アイン薬局 済生会大牟田病院店	大牟田市大字田隈810番地	R3・8・1
北筑後生訪5	在宅看護センター日向ほっこ	朝倉郡筑前町東小田3403番地5	R3・8・1

福岡県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
み生訪3	船小屋病院訪問看護ステーション ほたる	みやま市瀬高町坂田91-1	R3・8・1
大生訪16	訪問看護ステーションみなみ	大牟田市野添町1-8	R3・7・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像生135	さとう耳鼻咽喉科クリニック	宗像市平井一丁目1-37	R3・6・18

朝倉生73	大谷クリニック	朝倉市一木162	R 3・6・30
瀧生84	よこやま外科乳腺クリニック	三潁郡大木町大字八町牟田481	R 3・6・30
小生47	小郡三井医師会休日診療センター	小郡市上岩田1246	R 3・6・30
像生歯69	宗像地区歯科休日急患センター	宗像市田熊五丁目5-2	R 3・3・31
朝倉生歯25	医療法人はりお歯科医院	朝倉市馬田506-1	R 3・6・30
行生歯47	佐藤歯科医院	行橋市西宮市一丁目9-13	R 3・5・31
行生歯77	まつお歯科クリニック	行橋市西宮市五丁目13-11	R 3・5・31
み生薬34	本郷調剤薬局	みやま市瀬高町本郷1825-2	R 3・6・30
田生訪22	訪問看護ステーションる・る・る	田川市大字伊田79-1 MKハイツ伊田IC-10号	R 3・6・30

福岡県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
筑生訪4	ナース・エボ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションももえ	筑後市大字西牟田4003-1	R 1・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	----	------	------	-------

筑生訪4	訪問看護ステーションももえ	筑後市大字前津1651-82	筑後市大字西牟田4003-1	R 3・6・1
------	---------------	----------------	----------------	---------

福岡県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
行生柔39	塚田 千春（東福岡整骨院）	福津市若木台一丁目19-1	R 3・5・1
粕生柔207	清末 宗寿（つむぎ整骨院・鍼灸院）	糟屋郡粕屋町大字原町1-3-15	R 3・7・1

福岡県告示第767号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する形質変更時要届出区域

飯塚市赤坂字丸尾619番15及び619番38の全部

飯塚市赤坂字坂堤829番2、829番9、838番2、838番5、838番6、841番17、841番18、841番29、842番4、842番6、842番7、842番9、843番2、843番3、843番7、844番3、846番13、846番117及び846番118の全部

飯塚市赤坂字坂堤829番4、829番5、829番6、829番10、835番16及び837番4の各

一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

福岡県告示第768号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年2月20日農林水産省告示第270号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第769号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年2月5日農林省告示第207号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第770号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和50年5月29日農林省告示第600号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び苜田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第771号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉北区大字足原字炭竈294の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字炭竈294の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 要綱の改正日

令和3年8月1日

公告

安中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
古賀 堯	大川市大字新田842番地
竜 清紀	大川市大字新田800番地
龍 博美	大川市大字新田808番地2
龍 正勝	大川市大字新田818番地
龍 秀實	大川市大字新田784番地1の1, 785番地1
古賀 豊治	大川市大字新田768番地1
龍 國光	大川市大字新田736番地
龍 久喜	大川市大字三丸1047番地6
古賀 聡	大川市大字新田759番地
古賀 敬二	大川市大字一本556番地2

2 退任監事

氏名	住所
龍 龍男	大川市大字新田798番地 1
龍 昭男	大川市大字新田718番地 1
古賀 昭典	大川市大字新田144番地 1

3 就任理事

氏名	住所
竜 清紀	大川市大字新田800番地
龍 博美	大川市大字新田808番地 2
龍 昭男	大川市大字新田718番地 1
古賀 茂徳	大川市大字新田840番地 2
古賀 堯	大川市大字新田842番地
龍 孝浩	大川市大字新田801番地
古賀 豊治	大川市大字新田768番地 1
龍 國光	大川市大字新田736番地
古賀 聡	大川市大字新田759番地
江頭 栄作	大川市大字道海島346番地 1 (道海島団地 5-201号)

4 就任監事

氏名	住所
龍 正勝	大川市大字新田818番地
龍 久喜	大川市大字三丸1047番地 6
古賀 昭典	大川市大字新田144番地 1

公告

三橋上庄土地改良区から役員の新任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
川嶋 守	柳川市三橋町中山514番地 1

公告

北野町南部土地改良区から役員の新任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
中垣 長男	久留米市北野町大城585番地 1
大坪 典芳	久留米市北野町大城822番地 5
伊藤 昌英	久留米市北野町金島2400番地 2
日比生 一弘	久留米市北野町金島1088番地 5
古賀 至	久留米市北野町金島2083番地 3
高田 正孝	久留米市北野町金島27番地

2 退任監事

氏名	住所
野口 勝則	久留米市北野町大城645番地 2
久富 実	久留米市北野町大城880番地

3 就任理事

氏名	住所
----	----

久富 重廣	久留米市北野町大城996番地 1
久富 利通	久留米市北野町大城699番地 1
伊藤 勉	久留米市北野町金島666番地 1
野口 征道	久留米市北野町大城588番地
古賀 至	久留米市北野町金島2083番地 3
橋本 和隆	久留米市北野町金島14番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
四島 弘隆	久留米市北野町金島671番地
柳 吉広	久留米市北野町大城529番地 1
林 正博	久留米市北野町大城832番地

公告

久留米市長門石土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
執行 哲	久留米市長門石町619番地
執行 秀樹	久留米市長門石町685番地
執行 敏文	久留米市長門石町618番地 2
秋山 栄次	久留米市長門石町532番地
執行 弘範	久留米市長門石町704番地

2 退任監事

氏 名	住 所
中川 弘	久留米市長門石一丁目 4 番24号
井上 孝義	久留米市長門石五丁目 8 番23号
執行 弘司	久留米市長門石町719番地

3 就任理事

氏 名	住 所
吉田 希俊	久留米市長門石町513番地
執行 弘範	久留米市長門石町704番地
吉田 徹	久留米市長門石町560番地
執行 繁清	久留米市長門石町713番地
秋山 輝暢	久留米市長門石町731番地

4 就任監事

氏 名	住 所
秋山 栄次	久留米市長門石町532番地
中川 弘	久留米市長門石一丁目 4 番24号
執行 弘司	久留米市長門石町719番地

公告

大刀洗町下高橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
中島 和男	三井郡大刀洗町大字下高橋3966番地

吉田 博之	三井郡大刀洗町大字下高橋3250番地 2
堀内 義弘	三井郡大刀洗町大字下高橋3254番地 2
一木 茂治	三井郡大刀洗町大字下高橋3326番地
久保山 英樹	三井郡大刀洗町大字下高橋3209番地 4

2 退任監事

氏 名	住 所
服部 清孝	三井郡大刀洗町大字下高橋3207番地
久保山 久則	三井郡大刀洗町大字下高橋3251番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
久保山 久則	三井郡大刀洗町大字下高橋3251番地 1
吉田 博之	三井郡大刀洗町大字下高橋3250番地 2
久保山 英樹	三井郡大刀洗町大字下高橋3209番地 4
堀内 義弘	三井郡大刀洗町大字下高橋3254番地 2
吉田 利文	三井郡大刀洗町大字下高橋3244番地

4 就任監事

氏 名	住 所
服部 清孝	三井郡大刀洗町大字下高橋3207番地
一木 茂治	三井郡大刀洗町大字下高橋3326番地
吉武 眞澄	三井郡大刀洗町大字下高橋3209番地 1

公告

武島土地改良区から役員のが就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
大久保良一	久留米市安武町武島1782番地
末安 徹	久留米市安武町武島2065番地 3
大久保道治	久留米市安武町武島2287番地 1
大久保 堅	久留米市安武町武島2269番地 1
末安一二三	久留米市安武町武島2462番地 3
仲 琢美	久留米市安武町武島2421番地 2
仲 利見	久留米市安武町武島2451番地 2

2 退任監事

氏 名	住 所
末安 節次	久留米市安武町武島2076番地 2
緒方 憲義	久留米市安武町武島1725番地

3 就任理事

氏 名	住 所
緒方 文清	久留米市安武町武島3139番地
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
大久保宗隆	久留米市安武町武島2265番地
末安 徹	久留米市安武町武島2065番地 3
末安一二三	久留米市安武町武島2462番地 3
仲 琢美	久留米市安武町武島2421番地 2

仲 利見	久留米市安武町武島2451番地2
------	------------------

4 就任監事

氏 名	住 所
末安 節次	久留米市安武町武島2076番地2
緒方 憲義	久留米市安武町武島1725番地

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和3年7月30日小郡市告示第139号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市徳重字沼505番1及び505番2並びに緑町226番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大分県別府市大字内竈3533番地の88

合同会社クリス・プランニング

代表社員 森 嘉隆

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大野原地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和3年8月27日から 令和3年9月28日まで	うきは市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
下小山田土地改良区	令和3年8月18日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大川中部土地改良区	令和3年8月18日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年8月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス千東店

(2) 所在地 豊前市大字搭田691、692-1、692-2、683、684-2、大字千東144-4

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年4月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,570.67平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)

建物敷地北側	49
隔地駐車場	12
合計	61

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北側	10
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	5.07
合計	5.07

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置

4箇所

建物敷地北側、建物敷地北西側、隔地駐車場北側、隔地駐車場東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンタ（備出1-1）一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和3年7月12日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
関東物産株式会社福岡支店
 - 住所
福岡市中央区天神三丁目9番33号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,390,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和3年5月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンタ（備出3-1）一式
 - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
 - 落札者を決定した日
令和3年7月12日
 - 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
関東物産株式会社福岡支店
 - 住所
福岡市中央区天神三丁目9番33号
 - 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
33,440,000円
 - 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 入札公告日
令和3年5月25日
- 公告**
- 落札者等について、次のとおり公示します。
- 令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
油圧万能試験機（備出3-5） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 7 月 12 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
関東物産株式会社福岡支店
 - (2) 住所
福岡市中央区天神三丁目 9 番 33 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
41,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 3 年 5 月 25 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
令和 3 年 8 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
立型マシニングセンタ（備出 5 - 1） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 7 月 12 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
関東物産株式会社福岡支店
 - (2) 住所
福岡市中央区天神三丁目 9 番 33 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
33,671,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 3 年 5 月 25 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。
令和 3 年 8 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンタ（備出 4 - 1） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

- 3 落札者を決定した日
令和3年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
関東物産株式会社福岡支店
- (2) 住所
福岡市中央区天神三丁目9番33号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
33,407,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年5月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
立型マシニングセンタ（備出7-1） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名

関東物産株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市中央区天神三丁目9番33号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
32,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和3年5月18日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年8月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
嘉穂郡稲築町辻地区土地改良事業共同施行	嘉麻市平の一部及び嘉麻市岩崎の一部（辻地区）	令和3年7月21日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第737号の2

令和3年8月11日からの大雨による災害に関し、令和3年8月12日から久留米市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第3条の規定により告示する。

令和3年8月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第756号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和3年8月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチルブタノアート及びその塩類
- (2) 化学名 2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン及びその塩類
- (3) 化学名 2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和3年8月26日

正 誤

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止（令和3年8月福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第70号）中正誤

発 行 年月日	公 報 番 号	種 類	同 左 番 号	ペー ジ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
3・8・6	222	海区漁業調整委員会		7	○		上から 10		福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第70号	●● 告 告

--	--